

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○地籍調査の事業計画の一部変更 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 ()	1
高知県選挙管理委員会告示	
○告示 (政治団体の収支に関する報告書の要旨) の訂正	1

告 示

高知県告示第44号

平成30年10月高知県告示第787号（地籍調査の事業計画の一部変更）で一部変更した、同年5月高知県告示第423号（地籍調査の事業計画の定め）で告示した平成30年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定により次のとおり告示する。

平成31年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

区分	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
変更前	四万十町	高岡郡四万十町寺野及び檜生原の各一部	平成30年度中
変更後		高岡郡四万十町寺野、檜生原及び折合の各一部	

高知県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成31年1月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 西土佐松野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐大宮字滝山2072番1地先から 四万十市西土佐大宮字アイノキ1431番4地先まで	前	3.9 10.9	393
四万十市西土佐大宮字滝山2072番1地先から 四万十市西土佐大宮字アイノキ1431番4まで	後	6.4 18.1	393

高知県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年1月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 西谷田野
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡北川村野友字八王子乙489番から 安芸郡北川村野友字大中山乙813番5まで	163	平成31年1月22日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第1号

平成29年11月高知県選挙管理委員会告示第102号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成31年1月22日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告の政党の自由民主党高知県理容支部の表中

「1 収入総額	466,954円
前年繰越額	384,566円
本年収入額	82,388円

を

「1 収入総額	478,604円
前年繰越額	384,566円
本年収入額	94,038円

に、

「3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費	82,350円
(32人)	
その他の収入	38円
10万円未満の収入	38円
合計	82,388円

を

「3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費	94,000円
(32人)	
その他の収入	38円
10万円未満の収入	38円
合計	94,038円

に訂正する。